

特集 文教施策の進展

平成9年度の展望

8 総説 ◇ 文部行政全般の進展／各分野の文教施策の展開

10 文教施策の総合的推進 ◇ 教育改革の推進／地域における文教施策の充実／文教政策のための調査研究の充実／「我が国の文教施策」（教育白書）の刊行／教職員の仕事生活設計の推進

12 生涯学習 ◇ 生涯学習の振興／生涯学習の振興のための施策

14 初等中等教育 ◇ 初等中等教育の概況／教育内容・方法の改善／学校週五日制の推進／生徒指導の充実・進路指導の改善／健康教育の充実／国際化・情報化への対応／高等学校教育の改革／幼稚園教育・職業教育・特殊教育の振興／よりよい教科書の提供／学級編制及び教職員配置の改善／教員の資質能力の向上／公立学校施設の整備／海外子女・帰国子女教育の充実／外国人子女教育の推進／人権教育・同和教育の振興

26 高等教育 ◇ 高等教育改革の推進／リフレクシユ教育の推進／理工系人材の養成／医療人の育成／大学院の充実と改革／国立大学の整備充実等／公立大学等に対する助成／大学入学者選抜の改善／育英奨学事業の充実／学生の就職について／マルチメディアの活用

32 私立学校 ◇ 私学行政の概況／私学助成の充実

34 学術研究 ◇ 学術研究の概況／科学研究費補助金と出資制度の拡充／若手研究者の養成・確保／学術研究体制の整備／基礎研究の重点的推進／学術研究の社会的協力・連携の推進

38 社会教育 ◇ 時代の要請にこたえる社会教育事業の充実／社会教育の諸条件の整備

40 スポーツ ◇ 体育・スポーツ行政の概況／体育・スポーツ施設の整備充実／生涯スポーツの推進／競技スポーツの振興／学校における体育・スポーツの充実

44 文化 ◇ 文化政策の推進／芸術文化の振興／国語・著作権・宗務／文化財の保存・活用／文化の推進／国立文化施設の整備・充実

48 国際交流・協力 ◇ 国際交流・協力の概況／留学生交流／教育の国際交流・協力／学術の国際交流・協力／文化の国際交流・協力の推進／スポーツの国際交流／国際機関を通じた協力

52 情報化の推進 ◇ 情報化施策の概況／情報化の進展に対応した各分野の取組

54 文教施設 ◇ 文教施設のインテリジェント化等の推進／初等中等教育施設の整備方針／国立学校施設の整備充実

56 平成9年度予算／文部省の機構定員／文教関係の税制

I ある日の学校訪問記

◇ 兵庫県立

兵庫工業高等学校（兵庫県）

4 天然記念物歳時記

◇ ケナガネズミ

表2 名作シリーズ ◇ 花の習作

表3 文化財紹介 ◇ 佐原市佐原

6 であいふれあい ◇ 千葉麗子

62 焦点1 文教施策

68 中教審エッセ

73 鑑賞席

◇ 国立国際美術館開館10周年記念

素材と表現

— 国立西洋美術館所蔵作品を中心に

◇ 奈良国立博物館の名宝

— 1世紀の軌跡

74 家庭教育のための取組

◇ 家庭教育の充実に向けた支援施策

76 都道府県発—教育・学術文化スポットエッセ

◇ 青森県 ◇ 長野県 ◇ 岐阜県可児市

◇ 島根県

78 行ってみたいやっぴみょう

◇ 国立夜須高原少年自然の家

80 海外教育エッセ

82 文学のふさと ◇ 沈黙

84 編集後記

文化

1 文化政策の推進

今日、人々は、物の豊かさより心の豊かさを求めるようになり、生活の中で、文化を享受し文化活動に参加することを重視するようになってきている。また、経済構造の変革の中で文化は、それ自体大きな意味があるだけでなく、豊かな感性や新たな価値を生みだすことによって、社会や経済の他の分野の発展や活性化にも影響を与えるようになってきている。

このため、文化を国の存立基盤とした文化立国の創造が求められており、文化庁としては、文化への投資を未来への投資ととらえ、伝統文化の継承・発展と芸術文化の創造・発信を図り、文化による国際貢献・発信を推進するなど文化振興のための諸施策の充実に努めていくこととしている。

平成九年度予算においては、対前年度比一〇・四％増の総額八二八億円を計上した。具体的には、①ミュージアムプランとして美術館・博物館活動の推進、②アーツプラン21な

ど芸術創造活動のための基盤整備、③文化のまちづくりの推進、④文化財の保存・公開活用、⑤文化を支える人材の養成・確保、⑥文化の国際交流・協力の推進、⑦文化発信のための基盤整備等の諸施策を重点的に推進することとしている。

2 芸術文化の振興

(1) 芸術創造活動の推進

我が国のオペラ、バレエ、現代舞踊、現代演劇などの現代舞台芸術の拠点となる新国立劇場が平成九年一〇月にオープンする。現在設置者の日本芸術文化振興会及び管理運営を行う新国立劇場運営財団において、開場記念公演等の準備が進められている。開場記念公演では、オペラ「建・TAKERU」、演劇「銅鑼をならした男」、バレエ「眠りの森の美女」などを予定している。

芸術創造活動への助成については、平成八年度に新たな支援システム「アーツプラン21」

さらに、広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しく文化を創造できるような基盤整備のため、芸術文化振興基金により、引き続き芸術創造活動に対して幅広く助成してゆくこととしている。

(2) 地域での文化活動の振興

地域に根ざした優れた芸術文化活動が全国各地で行われるようにするため、地域の文化遺産などを活かしながら、特色ある芸術文化を創造、発信することを通じてまちづくりを支援する、「文化のまちづくり事業」を実施する。また、新たに、国内外の芸術家が地域に一定期間滞在して創作活動等を行うことにより芸術文化の創造を図る「アーティスト・イン・レジデンス事業」を実施する。

国民が優れた芸術を直接鑑賞できるように、舞台芸術の巡回公演等を実施しているが、新たに、学校教育の場において優れた舞台芸術に触れ、参加することを通じて豊かな心を持ち、主体的に判断、行動できる子供の育成を図る「舞台芸術ふれあい教室」を実施する。

文化施設は、地域での芸術文化活動の拠点として、地域住民に芸術鑑賞機会や芸術文化活動の発表の場を提供している。そこで運営に携わる職員の資質の向上を図るため、文化庁では各種研修を行っているが、新たに、公立博物館・美術館の人文系学芸担当職員を対象とした「キューレーター研修（上級・中級）」を実施する。また、文化会館の企画・運

を創設して、支援の抜本的拡充を図ったが、さらにその充実を図ることとしている。具体的には、我が国の舞台芸術の水準を高める牽引力となることが期待される団体に対しての重点的支援のほか、国際的な芸術交流を行う公演や、芸術創造のソフト基盤整備に資する人材養成及び調査研究への支援を実施する。また、日本芸術文化振興会を通じ、補助金により芸術団体の優れた国内公演への支援を実施する。

昨今のマルチメディアの進展が、文化の普及振興に大きな変化をもたらしている現状にかんがみ、映画、アニメーション、コンピュータ・グラフィックス等の映像・音響芸術を質量ともに充実させていくことが緊急の課題となっている。このため、平成九年度から新たに、創造性あふれる最先端の映像・音響芸術の発表、顕彰、鑑賞の場として、ビジュアル・アーツ・フェスティバル（仮称）を開催する。また、我が国映画芸術の拠点として、東京国立近代美術館フィルムセンターの整備充実を図るほか、優秀映画の顕彰、優秀映画の公開上映に必要な経費の援助等の事業も引き続き実施する。

若手芸術家の養成については、平成八年四月の日米首脳会談の際の合意に基づき、日米間の「芸術家在外研修」及び「海外芸術家招へい研修」の研修員数を拡充することとしている。

営に不可欠な情報・ノウハウを提供し、その活動を支援するため、直接、間接にアドバイスや情報を得られるような様々な施策を推進している。

平成九年度の国民文化祭は、一〇月二五日から一三日にかけて「交流と創造―光と海と祈り―」をメインテーマに香川県で第一二回大会が、全国高等学校総合文化祭は、八月七日から一日にかけて「咲かせよう創造の華 万葉の風に誘われて」をテーマに奈良県で第二二回大会が開催される。

3 国語・著作権・宗務

(1) 国語施策の推進

国語審議会は、「言葉遣いに関すること」、「情報化・国際社会への対応に関すること」について審議を行っており、平成八年七月から「パソコン等における漢字の字体」や「敬語を中心とする言葉遣い」の問題について集中審議を進めている。平成九年度においては、常用漢字表に入っていない漢字の字体について調査を行うこととしている。

また、国際化の進展に伴う国内外の日本語学習者の増大、学習目的、ニーズの多様化等に対応するため、日本語教育の指導内容・方法の充実を図るとともに、中国帰国者に対する日本語教育や、地域社会における外国人の

急増を踏まえ、地域での日本語教育のモデル事業を行っている。高度情報化に対応して、日本語教育における通信衛星の利用やマルチメディア教材の作成等を試行的に実施している。

(2) 著作権施策の展開

著作権制度は、様々な文化的創作物を創り出す活動にインセンティブを与えるために不可欠な制度である。このため、文化庁においては、近年の情報技術の発達、社会経済情勢の変化、国際的な動向等を踏まえ、著作権制度の一層の改善を進めている。

昨年の第一三九回国会では、著作隣接権の適及的保護の拡大、写真の著作物の保護期間の延長等と内容とする「著作権法の一部を改正する法律」（平成八年法律第十七号）が成立しており、平成九年三月二五日から施行されている。

平成九年度においては次のような施策を講じることとしている。

第一に、情報化の進展等の社会の変化に対応した著作権施策の展開を図る。近年のデジタル化・ネットワーク化の進展等に伴い著作物の創作・利用が多様化・大量化しており、そのような状況に対応した権利処理システムを整備を進めていく必要がある。「権利の内容」については、著作権審議会マルチメディア小委員会において検討を進めており、平成

九年二月にはインターネット等を用いた「インターネットタイプ送信」の発達等への対応を提言した「審議経過報告」を公表している。一方、「権利処理システム」については、権利者・利用者双方の関係者による円滑な権利処理体制の整備等に関する検討・協議を支援推進するとともに、著作権審議会権利の集中管理小委員会において権利の集中管理制度の在り方に関する総合的な検討を進めている。さらに、様々な著作物の「権利情報」を一つの窓口で提供する「著作権権利情報集中機構」(仮称)を設立するための調査研究として、平成九年三月にモデル・データベース(CD-ROM)を作成している。

平成九年度には、マルチメディア著作権室を新設し、情報化の進展に対応した著作権制度の企画立案体制等をより一層整備・充実する予定である。

第二に、著作権分野における国際的協力を推進する。文化庁では、昨年一二月にWIPPO(世界的知的所有権機関)で採択された二つの条約の策定作業に積極的に参加し、今後も新たな条約の策定作業に積極的に関与していく予定である。また、アジア地域各国における著作権制度の確立・発展を援助するため、WIPPOとの協力によるODA事業として、国際セミナーの開催等を内容とする「アジア地域著作権制度普及促進事業」(APAC Eプログラム)を引き続き実施する。

広報するとともに、登録して保護すべき文化財の調査及び登録や保存修理にかかる設計監理費の一部補助を行うこととしている。また、「近代の文化遺産の保存・活用に關する調査研究協力者会議」において、平成八年七月に報告された「近代の文化遺産の保存と活用について」を受けて、平成八年度から近代遺産についての全国的な調査を実施しており、平成九年度からは、近代歴史資料、近代の生活文化と技術について調査し、普及啓発活動を行うこととしている。

史跡等の保存・活用の推進については、史跡等の公有化の拡充を行うとともに、地方の拠点となる史跡等について情報提供・学習機能を備えた総合的・複合的整備を行う「地方拠点史跡等総合整備事業(歴史ロマン再生事業)」を新たに実施するとともに、「天然記念物の野外観察施設や学習施設を設置する」「天然記念物整備活用事業」等の整備事業についても一層の充実に努めることとしている。

埋蔵文化財については、費用負担が困難な個人の住宅建設等に伴う埋蔵文化財発掘調査に対する国庫補助事業を拡充するとともに、総合的な埋蔵文化財保護行政の拠点施設である「埋蔵文化財センター」の整備促進を図る。また、平成九年二月には、「出土品の取扱いについて」の報告が取りまとめられたが、今後、本報告を踏まえ、出土品の適切な保管、管理が行われるよう努めることとしている。

さらに、平成七年一月の阪神・淡路大震災

第三に、国民の著作権に対する保護意識の高揚に努める。このため、文化庁では、各種の講習会の開催、資料の発行等を通じ、著作権思想の普及・啓発に努めている。また、中学生等のための分かりやすい著作権読本を作成し、平成八年度から全国の中学校等に毎年配布することとしている。

(3) 宗務行政の推進

現在の宗教法制度を規定する宗教法人は、昭和二十六年に公布、施行されたが、法制以降の社会状況の変化や宗教法人の実態の変化によって、制度が実態に合わない面が生じており、特に、オウム真理教事件を契機として宗教学者制度やその運用の在り方、宗教団体の活動の在り方に対し、各方面から問題点が指摘され、国民からその見直しを図るべきとの意見が高まった。

そのため、宗教の自由と政教分離の原則を遵守しつつ宗教学者制度の適正な運用を確保するための法改正がなされ、平成七年一二月五日に改正法が公布された。

この改正法は、平成八年九月一五日から全面施行されており、文化庁ではその円滑な施行のため、宗教学者関係者等に内容の周知等を行ってきたところである。

また、文化庁では宗教学者の所轄庁である都道府県の担当者や包括宗教学者の指導者、宗教学者の法人事務担当者を対象とした各種で被害を受けた重要文化財(建造物)については、全壊した旧神戸居留地十五番館のほか、明石城等大きな被害を受けたものについて、災害復旧に係る修理事業を平成八年度に引き続き実施する。

また、国宝・重要文化財(美術工芸品)については、材質がせい弱な上に長年月を経過して、風化、材質疲労等による損傷の進行が著しい状況にある。これら文化財の適正な公開活用を図るための保存修理事業の補助を充実させるとともに、伝統的な技法・技術の伝承を図り、適正な修理技法を確立するための模写模造事業の拡充を図る。

文化を支える人材の養成・確保については、消滅の危機にある伝統工芸や民俗芸能、急速に失われている民俗景観などを後世に残していくため、地域の貴重な伝統文化を伝統文化伝承バンクに登録するとともに、伝統文化の後継者養成の活動への支援や再生事業への支援を行う。さらに、文化財マテリアルデータベースの作成等により、文化財を支える人材の養成・確保の方策の検討などを行う。

5 国立文化施設の整備・充実

国立文化施設については、文化発信の拠点として、機能の高度化が求められている。

このため、平成九年度においては、東京国立博物館の平成館(仮称)新宮や法隆寺宝物

研修会を開催しているが、平成九年度には、これらの研修会の拡充を図ることとしている。このほか、管理運営のための事例集や指導書を作成し、広く宗教学者関係者に配布するなど、宗教学者の管理運営の一層の適正化に努めている。

また、我が国の宗教団体をめぐる諸状況についての基礎的な調査研究及び分析を行うとともに、諸外国の宗教事情を把握するための調査を実施する。

4 文化財の保存・活用の推進

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎となるものであることから、その適切な保存・活用を図ることが極めて重要である。

このため、文化庁においては、文化財を大切に保存して次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用し、広く国民に親しまれる施策に取り組むこととしている。

平成八年一〇月には、文化財保護法の一部を改正する法律が施行され、保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部大臣が文化財登録原簿に登録する文化財登録制度が導入された。この制度を円滑に推進するために、制度の趣旨・内容を普及、

館改築、奈良国立博物館の第二新館(仮称)新宮及び国立西洋美術館の展示施設新宮、東京国立文化財研究所新宮等を引き続き推進するとともに、東京国立博物館の百年記念館(仮称)新宮や国立国際美術館の新築移転を計画している。

また、九州国立博物館(仮称)については、展示や施設などの構想を具体化した基本計画の策定に着手するなどその設置に向けた調査を進めることとしている。工芸部門等の全国的な公募展を行う新しい美術展示施設(ナショナルギャラリー(仮称))については、基本計画を策定し、建設設計準備審査を行うこととしている。

さらに、収蔵品情報の公開等を行うための文化財・美術情報システムの整備・充実を図り、公私立の美術館や博物館などを含め、美術品や文化財等の情報を総合的・横断的に検索できる共通索引システムの構築を図る。これに公立文化施設に関する情報などを提供する地域文化情報システムと現代舞台情報システムを加えた文化情報システムの整備・充実を進める。

特集 ● 学術国際交流 の推進

●巻頭言
●今後の学術国際交流——井口洋夫
●座談会
●学術国際交流の
現状と課題

出席者 木村嘉孝／飯山敏道
松村多美子／小平桂子／アネット
司会 岩本 渉

●エッセイ——F・エライユ／小西秀樹
●事例紹介——日本学術振興会ほか

●「であいふれあい」——木坂 涼

●どんな講座—どんな講座

●大学の公開講座から

東京大学・徳山工業高等専門学校

●都道府県発

◆教育・学術文化・スポーツコース

秋田県・静岡県・奈良県・北九州市

編集後記

▽新年度がスタートした今月号の特集テーマは、平成九年度の文教施策全般を展望する「文教施策の進展」です。教育・学術・スポーツ・文化の各分野の施策について、コンパクトにまとめたいものです。向こう一年間にわたって御利用いただけるものとなっております。この特集を通して文部省の取組を御理解いただければ幸いです。

▽新年度になっての新しい企画としては、「家庭教育のための取組」を掲載します。昨年七月の中教審第一次答申の中でも、子供の教育や人格形成に対し、最終的な責任を負うのは家庭であり、家庭教育はすべての教育の出発点である、家庭教育の重要性が取り上げられました。家庭教育の低下が言われる今日、家庭教育について考え

ていきます。また、昨年度に引き続き生涯学習に重点を置く観点から、各地の青年の家、少年自然の家の事業や施設を紹介する「行ってみようやってみよう」を掲載します。一般の方々が参加できる事業を紹介していきますので、身近で行われる事業が見つかりましたら、参加してみたいかがでしうか。名作シリーズは、京都国立近代美術館の所蔵作品を一年間紹介します。▽四月は、異動の季節でもありますが皆様の周りではどんな別れや出会いがありましたでしょうか。編集部でも私をはじめ二名が交代することになりました。様々な御指導、御意見をいただきましたことあらためてお礼申し上げます。(T・K)

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を読んでの感想、御意見等をお寄せください。

●「読者からのたより」投稿規定

①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただくことがあります。送り先 〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部 ※電子メールでも受け付けております。

宛先名「jiho@monbu.go.jp」

●「文部時報読者アンケート」
文部時報読者アンケートは添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けております。

宛先名「jiho@monbu.go.jp」

コンピュータネットワークを利用した文教行政の広報

文部省では、我が国の文教施策等を広く皆様に紹介するため、インターネット等を利用して情報を提供しています。

インターネットアドレス:

http://www.monbu.go.jp/(半角入力)

パソコン通信:

GO コマンド(Nifty-Serve) } MONBUSHO
Jコマンド(PC-VAN)

なお、パソコン通信による情報提供は、国立教育会館の協力を得て実施しています。

●著作権所有——文部省◎

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-88 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 03-5349-6666(営業部) 振替口座 00190-0-161

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成9年4月10日印刷

平成9年4月10日発行

定価610円(本体581円)(〒84円)

年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。